

令和6年度多摩市国民健康保険税計算シート

	所得額 (収入額ではありません)	基礎控除を差引く※	所得割基礎額 (マイナスの場合は0円)
世帯主 A の所得額	(A) 450,000 円	(A)-430,000 円→	(A') 20,000 円
被保険者 (加入者) B の所得額	(B) 円	(B)-430,000 円→	(B') 円
被保険者 (加入者) C の所得額	(C) 円	(C)-430,000 円→	(C') 円
被保険者 (加入者) D の所得額	(D) 円	(D)-430,000 円→	(D') 円
被保険者 (加入者) E の所得額	(E) 円	(E)-430,000 円→	(E') 円
40~64 歳の方の人数と所得額 (A' ~E' の計) (世帯主 A が加入していない場合、A' は除く)		人数 (F) 0 人	(H') 0 円
加入者全員の人数と所得額 (A' ~E' の計) (世帯主 A が加入していない場合、A' は除く)		人数 (G) 1 人	(J') 20,000 円

世帯の総所得額  
 $(A) + (B) + (C) + (D) + (E)$   
 $= (K) 450,000 円$

軽減判定額の計算  
 世帯主 (加入していない世帯主含む) と加入者のうち、給与+年金の所得が1円以上の方の数  
 $(L) 1 人$

● 7割軽減:  $43 万円 + 10 万円 \times [(L) - 1]$  (マイナスの場合は0)  
 $= (M) 43 万円$

● 5割軽減:  $29.5 万円 \times 加入者の人数 (G) + (M)$   
 $= (N) 72.5 万円$

● 2割軽減:  $54.5 万円 \times 加入者の人数 (G) + (M)$   
 $= (P) 97.5 万円$

※ 所得額が2400万円超の方は、基礎控除額が変わるため、このシートで計算できません。

所得割額と均等割額を計算

医療分 (J')	20,000 円	$\times 5.81\% +$	(T) 14,650 円	$=$	(W) 15,812 円
後期分 (J')	20,000 円	$\times 1.89\% +$	(U) 6,000 円	$=$	(X) 6,378 円
介護分 (H')	0 円	$\times 1.68\% +$	(V) 0 円	$=$	(Y) 0 円

医療分 (W)	15,812 円	円→(百円未満切捨)→	(W') 15,800 円
後期分 (X)	6,378 円	円→(百円未満切捨)→	(X') 6,300 円
介護分 (Y)	0 円	円→(百円未満切捨)→	(Y') 000 円

それぞれの税額が限度額を超えた場合【(W) > 65万円、(X) > 24万円、(Y) > 17万円】(W')は65万円、(X')は24万円、(Y')は17万円になります。

	所得割率	均等割額	限度額
医療	5.81%	29,300 円	650,000 円
後期	1.89%	12,000 円	240,000 円
介護	1.68%	12,200 円	170,000 円

国民健康保険税の年税額 (W') + (X') + (Y')

22,100 円

所得による軽減判定

(K) ≤ (M) の場合 (7割軽減)	(K) ≤ (N) の場合 (5割軽減)
医療均等割 (Q) 8,790 円	医療均等割 (Q) 14,650 円
後期均等割 (R) 3,600 円	後期均等割 (R) 6,000 円
介護均等割 (S) 3,660 円	介護均等割 (S) 6,100 円
(K) ≤ (P) の場合 (2割軽減)	(K) > (P) の場合 (軽減なし)
医療均等割 (Q) 23,440 円	医療均等割 (Q) 29,300 円
後期均等割 (R) 9,600 円	後期均等割 (R) 12,000 円
介護均等割 (S) 9,760 円	介護均等割 (S) 12,200 円

均等割額の計算

医療分 (Q)	14,650 円	$\times$	(G) 1 人	$=$	(T) 14,650 円
後期分 (R)	6,000 円	$\times$	(G) 1 人	$=$	(U) 6,000 円
介護分 (S)	6,100 円	$\times$	(F) 0 人	$=$	(V) 0 円